

議案第1号関連資料

明石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の主旨等

令和8年4月1日から全国で本格実施される乳児等通園支援事業につきまして、本市では、当該事業の設備及び運営に係る基準を定めるため、「明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を12月議会において制定したところです。

子ども・子育て支援法では利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められていることから、市町村は、給付費の支給のための確認を行うため、先の条例に加え、本市の確認基準についての条例を制定する必要があります。この度、当該条例に関し、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が示されたことから、本市においても同基準を踏まえ、明石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものです。

なお特定乳児等通園支援事業の「特定」とは、当該条例により市町村から確認を受けて、給付費の対象となった事業者により提供される乳児等通園支援事業を指します。

2 条例で定める内容

- (1) 特定乳児等通園支援事業の一般原則
- (2) 利用定員に関すること
- (3) 特定乳児等通園支援事業の運営基準に関すること

【運営基準の規定】

特定乳児等通園支援事業者が利用者からの支払いを受けることや、差別的取扱いの禁止について規定しているほか、事業者は運営の際には保護者との面談、重要事項の説明及び同意の取得や、利用申込に対する提供義務など、規則で定める基準に従わなければならないと規定しています。

3 施行期日

令和8年4月1日

【参考:事業の進捗状況等】

1 進捗状況

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 12月以降順次 | 庁内の関係部署と情報共有のための説明会を実施 |
| 1月22日 | 認可部会を開催し、事業者の認可に向けた手続きを実施 |
| 1月31日 | 児童福祉専門分科会の開催 |
| 2月15日 | 明石市ホームページにおいて利用者募集を開始、広報あかしに記事を掲載 |

2 今後の取組

4月から利用希望者がスムーズに利用できるよう、事業者との連携を図るとともに、申込者数の状況を考慮した事業者の追加募集を実施し、需要に対応してまいります。